

北海道中小企業団体中央会表彰規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、永年にわたり組織の強化や事業の発展に尽力するとともに、その運営が特に優良と認められ他の模範となる会員の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において会員とは、「定款第 8 条」に定めるものをいう。

(表彰の時期)

第 3 条 表彰は、中小企業団体全道大会において行う。

ただし、特に必要と認めるときは、組合等の総会又は記念式典等において行うことができる。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰の方法は、表彰状の授与することによって行う。

また、併せて記念品を贈呈することができる。

(表彰の区分)

第 5 条 表彰の区分は、「優良組合等表彰」「組合等功労者表彰」及び「組合等優良専従者表彰」とする。

(優良組合等の基準)

第 6 条 優良組合等表彰の基準は、次の通りとする。

- (1) 原則として組合設立後 10 年以上経過していること
- (2) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法(以下「根拠法」という。) その他の法令に違反していないこと
- (3) 当会の組織の強化、事業の活性化等に尽力してきたと認められること
- (4) 組合の組織運営が適切・良好であること

(組合等功労者の基準)

第 7 条 組合等功労者表彰の基準は、次の通りとする。

- (1) 原則として組合等の役員として 10 年以上、又は組合員として 12 年以上であること
- (2) 根拠法、その他の法令に違反していない組合等の役員及び組合員等であること

と

- (3) 当会の組織の強化、事業の活性化等に尽力してきたと認められること
- (4) 組合の組織運営が適切・良好であること

(組合等優良専従者の基準)

第 8 条 組合等優良専従者表彰の基準は、次の通りとする。

- (1) 原則として組合等の事務局職員として 15 年以上であること
- (2) 前条第 2 号に該当する組合等の事務局職員であること

(優良組合等の推薦)

第 9 条 優良組合等表彰の推薦をしようとする時は、優良組合等功績調書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

(組合等功労者の推薦)

第 10 条 組合等功労者の推薦をしようとする時は、組合等功労者推薦調書（別記第 2 号様式）を提出しなければならない。

(組合等優良専従者の推薦)

第 11 条 組合等優良専従者の推薦をしようとする時は、組合等優良専従者推薦調書（別記第 3 号様式）を提出しなければならない。

(表彰者の決定)

第 12 条 表彰者の決定は、次により行うものとする。

- (1) 中小企業団体全道大会における表彰は、「表彰審査委員会」において決定する。なお、表彰審査委員会は「総合企画委員会」が兼ねることができる。
- (2) 組合等の総会又は記念式典等における表彰は、その都度会長が決定する。

(表彰の取消)

第 13 条 表彰を受けたものが、表彰の趣旨に反する行為をし、又は表彰の体面を汚す行為があったときは、会長は表彰審査委員会に諮り表彰を取消することができる。

(その他)

第 14 条 推薦書等は、表彰日の 1 ヶ月前までに、所属支部を經由して提出するものとする。

附 則

制 定 昭和30年10月26日

改 正 平成19年 7月11日